

「平成28年熊本地震」復旧・復興指針概要

6月定例会中の、合同常任委員会において、復興推進室長より「創造的復興」を成し遂げるための現時点での考え方を示す、復旧・復興指針の概要について説明があった。

1. 村民生活の復旧・復興の方針

(1) 安全で衛生的な住まいの提供と生活再建の支援
(担当：建設課・住民福祉課)

(2) 災害救助法ほか福祉施策の早期実施
(担当：住民福祉課・会計課・健康推進課・税務課・総務課)

(3) 避難所の運営と環境の整備
(担当：住民福祉課・健康推進課・人権対策課・教育委員会)

(4) 道路確保、ライフラインの早期復旧、排水対策等
(担当：建設課・環境対策課・企画観光課)

(5) がれきの撤去、震災ごみ関係
(担当：環境対策課)

(6) 教育関係
(担当：教育委員会)

(7) 災害相談窓口、り災証明書等
(担当：住民福祉課、税務課、総務課)

2. 土地復旧に関する方針

大きな課題である土地復旧について、本年度に策定予定の「南阿蘇村復興計画」で方向性を決定する。関係課でワーキングチームを編成し、取り組む。

(担当：建設課・企画観光課・復興推進室)

3. 経済復興に関する方針

観光商工業、農業等、地域経済の立て直し、地域再生に取り組む。

(担当：農政課・企画観光課)

4. 復旧・復興事業に係る財源と当初予算に関する方針

村の負担が最小となるよう、特別措置法の制定を、県・被災市町村と連携して要望。現行の法律の対象外になる事業についても、負担軽減を要望する。



久木野庁舎のり災証明書等発行窓口

平成28年第1回臨時会 ～5月26日開催～

震災後、初の議会となる『第1回臨時議会』が、5月26日に開催された。

震災直後の避難所設置や応急復旧工事等の緊急案件が、村長の専決処分として予算執行されていた。その専決処分の議会承認が15件、執行部からの報告案件が2件、更に、復興対策特別委員会設置等の議会発議事項が2件、審議された。

全19議案のうち、18議案が全会一致、1件が賛成多数で原案通り可決、承認。

今回の臨時議会のポイントは、震災直後の村民を守る復旧対応への予算がどう盛り込まれたかである。その中身を、次の通りまとめた。

村民の命を守る施策の財源を専決処分で確保 二度にわたる一般会計の補正は約17億3千万円に

4月16日未明に村を襲った大地震。その被害は凄まじく、旧長陽地区を中心に、村内各地に甚大な被害をもたらした。避難所の設置等、村民の命を守る対応への予算は緊急を要する事から、村は議会の承認を経ず、村長の専決処分ですら執行を行った。その中身をこの臨時議会で事後承認した。

特に一般会計は二度にわたり補正予算が組まれた。一度目は約12億円、二度目は約5億3千万円、追加総額は約17億3千万円であった。

その主な中身は、災害救助費で6億6千万円、農地の災害復旧費で1億2800万円、農業用施設復旧費で7200万円、公共土木災害復旧費で2億2320万円、村立学校施設復旧費で約7百万円を計上した。災害で発生した廃物の処理は、県と協定を結び、県に業務を委託する。その業務委託費が5億3280万円であった。

こうした予算を盛り込んだ一般会計補正予算の総額は、90億6981万3千円となり、議会もそれを承認した。



避難所運営等のため6億6千万円補正